

第十六回 参議院農林委員會會議錄第二十八号

(五〇九)

昭和二十八年八月三日(月曜日)午後二時十九分開会

委員の異動

七月三十一日委員山縣勝見君辞任につき、その補欠として横川信夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君
理事 宮本 邦彦君
森田 豊壽君
白井 勇君

委員

雨森 常夫君
川口爲之助君
佐藤清一郎君
重政 勝徳君
関根 久蔵君
横川 信夫君
上林 忠次君
北 勝太郎君
河野 謙三君
河合 義一君
松浦 定義君
戸叶 武君
足鹿 覺君

衆議院議員

政府委員

農林省農林 小倉 武一君
農林省畜産局長 大坪 藤市君
農林省畜産局側 安樂城敏男君
常任委員 会専門員

説明員

農林省農林 久宗 高君
経済局農林 久宗 高君
保険課長

本日の会議に付した事件

○連合委員会開会の件
○閉会中に於ける本委員会の運営に関する件

○理事の補欠選任の件

○農業災害補償法に基づく家畜共済の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出頭に関する件

○委員長(片柳眞吉君) 只今から農林委員会を開きます。

最初にお諮りをいたしたいことは、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案が近く議員提出で提案される予定であります。改正の箇所は漁船の建造等に要する資金を融資の対象として拡張するといことが法律案の骨子であります。そこで水産委員会と当農林委員会とで審議をすべきかという点であります。理事会の御相談の結果は、漁船の建造等の資金ではあるが、併し資金全体の枠にも影響があり、又他の農林業等との資金の條件等との比較から申上げなければなりませんので、今回限りは水産委員会で行つてもらつて、それに対して当委員会が連合審査をいたすということ、理事会では決定いたしました。が、そういうことで処理いたしました。御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) それでは水産委員会に対する連合審査をやつて行くことに決定いたしました。

○委員長(片柳眞吉君) 次に、会期中の議事日程及び閉会中の当委員会の予定についてお諮りをいたします。これ又理事会において、御配付をいたしましたようなプランでやつて行きたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めまして、情勢の変化に應じましては又御相談を申し上げますが、この日程、或いは予定案でやつて参ります。

○委員長(片柳眞吉君) 次に日程に追加をいたしまして、理事の選任についてお諮りをいたしますが、小林亦治君が去る七月二十二日委員を辞任され、その補欠に赤松常子君が選任されました。又七月二十七日赤松常子君が委員を辞任され、再び小林亦治君が委員に選任され、その間理事が一名補欠になつておりますので、その補欠互選を行いたいと思ひますが、その補欠互選は成規の手続を省略いたしまして、委員長において指名いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認め、私より指名をいたします。小林亦治君にお願いをいたします。

○委員長(片柳眞吉君) 次に日程に入りました。最初に農業災害補償法に基づく家畜共済の臨時特例に関する法律案を議題といたします。本法案は去る二十九日衆議院を、附帯決議が附いておりますが、原案通り通過して本委員会に付託せられております。本法律案については、すでに提案理由の説明を聞きましたので、本日より質疑に入るわけでありまして、その前に法案の内容について政府から補足的な説明を求めたいと思ひます。なお本件については、四日午前十時から関係者を参考人として出席を求めまして意見を聴取するようにいたしたいと思ひます。参考人といはしましては、社団法人日本畜産会事務局長の横地敏二君、社団法人日本獣医師会常務理事小松純之助君、農業共済再保険審査会審査委員清澤光男君、以上三名を参考人として出席を求めて意見を聴取したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河野謙三君 私は理事会でいろいろ御協議の結果、委員長がそういうふうなお諮りをなされたと思ひますけれども、私は参議院農林委員会の権威のためにこの審議に入ることは反対です。何故かと申しますと、先日の農業共済に関する一部修正の法律案で両院協議会を開いて、そのときに衆議院とのいろいろのいきさつ上、最後に決議を

したわけですが、両院協議会の名において……。そこで農林大臣を呼んで決議に対する農林大臣の見解を求めたところ、来年の水稲までに間に合うように農業共済については全般に亘つて抜本的に改正をする用意がある。両院におきまして、すでに共済については小委員会を設けて抜本的に改正しよう、こういうことになつてゐるわけですが、もとより私が今更言うまでもなく、この間の両院協議会の問題の発端は、衆議院がたゞの一部の修正にしろ、又臨時的措施にしろ、この農業共済について手ををめるというところは、これは従前に政府当局に農業共済の温存についての口実を与えるだけである、だから従つて反対である。そういうことで枝葉末節な字句にまでとられて、あの罰則規定までも衆議院は削つたわけなんです。あえて申しますけれども、そういうことを言つた衆議院が、舌の根の乾かぬうちに、こういうふうな農業共済の一部修正についての法案に触れること自体が、衆議院自体が私には見識だと思ふ。衆議院が不見識な真似をしたから、それに倣つて又参議院が不見識な真似をするというふうなことは私は断じて反対する。審議に入ること自体私は不見識だと思ふ。これは法案のよし悪しではございません。私はそういう意味において反対であります。

○委員長(片柳眞吉君) ちよつと速記を止めて下さい。

午後二時三十七分速記中止

午後三時十二分速記開始

○委員長(片柳實吉君) 速記を開始願います。私先ほど参考人の点をお諮りいたしました。この問題は少し保留いたしまして、只今衆議院議員の足鹿君が参りましたので、足鹿議員に対して質疑をして頂きまして、続いて政府から内容の詳細を聞いた上で、参考人を呼ぶことの問題はその際に決定したいと思ひます。それでは足鹿議員が御出席をされましたので御質疑を願ひたいと思ひます。

○河野謙三君 この衆議院の足鹿さんもお見えになつたようでありまして、一つ特に質しておきたいのが、御承知のように、先日農業共済の一部改正の法律案について衆参両院異なつた意見が出ましたので、遂に両院協議会まで持つて行かれたんですが、その際の衆議院の罰則規定を削りました。ききつを伺いましたところ、罰則規定を削つたききつは、農業共済が根本的に出直さなければならぬ段階になつてゐる。而も過去二年、三年に亘つて農業共済についていへば、一部修正が行われたが、その一部修正は却つて農業共済を抜本的に出直すために、害にこそなれ益になつていない、こういうふうな意味で抜本的改正について非常に急いでおられる。その結論としてこの罰則規定等の、当座のこれは農業共済の現制度であると考え、以上はこういうものはいけなないのだ、こういうふうなお考えであつたように承知しておりますが、改めてお尋ねしますが、私はそういうふうな心得たんですが、その私の申し上げたききつに間違ひございせんか。

○衆議院議員(足鹿覺君) 只今の河野

さんの御質問にお答えを申し上げたいのです。御承知のように河野さんの御意見に私も根本的には一致してゐるわけでありまして。と申しますのは、衆議院は先国会以来農業災害補償法の抜本的改正をやらなければならぬといふので小委員会も作り、その対策を練つておつたのでありますが、解散になつた。引続き今国会冒頭に小委員会を設けまして、農業災害補償法の抜本的改正をやらうといふことになりました。その委員会を前後通じて相当回数開いたのであります。ところがたまたま只今当委員会が御審議になつております農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案が衆議院の農林委員会に付託になりましたので、これは抜本的改正の問題と深い関連を持つので、全体委員会から小委員会に付託をして慎重審議をやるがよからう、こういうことになりました。小委員会に更に又付託されたわけでありまして。小委員会として、直ちに審議を開始いたしましたところ、審議の過程におきまして、この法律は題目の示すように臨時特例の法律であるはずであるにもかかわらず、内容においては実施的な性格が非常に強いといふことが明らかになつて参りました。一方同じ家畜を診療しております獣医師等から、生活権侵害だといふ強い意見等も、参考人を呼んで検討をいたしました際に、その代表からそういう強い意見表示もありました。従つて小委員会として、六人の参考人のうち一人の意見でありましたが、そういう意見があるといふことは何か問題を含んではないかといふので、更に埼玉県下に委員長を煩わしまして実地調

査に参り、日曜日を潰して農業共済団体、又獣医師会、畜主等、たくさん現地でお集まりを願ひまして、いろいろ実情を聴取し、且つ実際の診療所の運営等について調査をいたしましたわけでありまして。ところがその結果、確かにこの家畜共済の制度そのものは農民から喜ばれてゐる地帯もある。又そうでなくて獣医師会と非常な摩擦を起して見ましたところ、農家から非常に喜ばれてゐる点といふのは、戦後急激に大家畜の導入が行われたために無獣医村地帯が相当ある。そういうところでは獣医師会との摩擦は全然なくて、診療所は農民のために非常に感謝され喜ばれてゐるといふ実情がある。ところがこの家畜共済の制度は必ずしもそういうところのみではなくて、従来から家畜が相当あり、獣医師の開業しているところにも設けられてゐるため、擦りが起きていることが判明したわけでありまして。ところがこの法律案が今国会に提案されるまでに、すでに乙種制度としてこの制度は事実上実験の合に載せてあつた。ところがそのままで行きますと、百万頭を越える実験頭数になるということになります。と、関係が、摩擦が激化する点も考慮されまして、いろいろ点を検討いたしました結果、本来の臨時特例たるの趣旨に鑑みて実施の面も実験法にふさわしい運営をすることが妥当であるべきかといふ結果、実験の結果どうあるべきかといふことは追つて結論が出るであらう。現在この法律の名目と農林当局が考へておられる内容といふものに相当隔り

があるから、そこにも問題があるの、これは臨時特例に関する法律としてふさわしいような運営に當ることを当局が保証するならば、確約するならば、暫定的な措置としてこれは一応通していいではないか、こういうことには、各党の方針が定まりましたので、自由党の足立君からは、御存じのAB、A案、B1、B2案と三本あつたものを、A案一本にしろといふ強い附帯決議の案が示されますし、私の私案として、ここに掲げておりますようなものを中心としたものを私案として出しました。ところが改進黨のほうにおきまして、いろいろ討議検討されたようでありまして、いろいろ御議論がありましたので、更に改進黨の御意向を取りまとめ方を斡旋を申し上げます。と、大抵お手許にありますが、農林当局が正式の委員会の席上において確約をして、行き過ぎはやらぬといふことであるならば改進黨も了承しようといふことになりました。全員がこの附帯決議案で意向がまとまりました。で、この案を小委員会に決定をいたしました。で、本委員会に中間報告を申し上げましたところ、小倉農林経済局長から、この六項目については遵守して行くという正式委員会においては御確約がありましたので、直ちに会期も迫つておることでもあり、上げることがよからうといふことで満場一致の附帯決議を附して原案を一応通したわけでありまして。経過はそういう経過でありますので、決してこのものを通すことが抜本的改正の支障になるというふうなことはないであります。

○河野謙三君 私はこの間の両院協議会の衆参両議院の質疑並びにその結論としてのこれと、今度のあなたのこの家畜共済の法案と矛盾があると、こう思つてゐるんですよ。何か今暫定的であるとか、やれ特例であるとか、実験法であるとか言われておりましたけれども、私が承知してゐるのは、それが実験法であらうが、暫定措置であらうが、臨時特例であらうが、一切合切農業共済の問題にはもう抜本的に出直すまでは触れないと、で、速かに政府は抜本的改正の案を持つて出直せと、こういう決議だつたように私は承知してゐる。これは私の聞き違ひじゃないと固く自信を持つております。で、そういう決議をされたあとで、又そういう趣旨の決議であつたとすれば、そのあとで日頃最も筋を通すことには忠実なあなたが、こういう扱いをされたことには非常に疑問があるの、特にあなたに御出席を願つたわけなんだから、この間の両院協議会の速記録もあるはずですよ。併し私は速記録の一言一句にとらわれて、ここで理窟を言おうとは思ひません。併しあなた、あれはあれとして、今度のやつはとにかく実験法である、臨時措置である、こういうことについては農林省も言明さしてあるのだと、こう言われますけれども、それはどこまでもあなたこの間の決議なり、我々の質疑応答の取交わしと矛盾がないと思ひますか。私は矛盾があると思ひます。

○衆議院議員(足鹿覺君) 矛盾はないと思ひますが、丁度参議院が衆議院の削除に反対をされて、あるはなきにまざる、まあ抜本的改正までは、衆議院は削つたけれども、政府原案は一応残していいではないかというお気持

とそう大した開きはないと思うわけ
です。それは今私からも申し上げたよ
うに、これは所によつては相当獣医師
会等の摩擦もあつて、いろいろとか
くの批判はありますが、又所によつて
は農民から非常に感謝され喜ばれて
おるという事実もある。これは事実で
す。従つてこれをいきなり審議終了に
して廃案にすることを農民に対して親
切であるかどうか、その摩擦があり、
農民から指弾を受けるような地帯が若
しあるとするならば、それをこの臨時
特例によつてどう当局が運営で調整を
とつて出るか、いわゆる実験法を如何
にうまく運営して畜主の期待に副うよ
うな運営をやるか、やらんかというこ
とによつて出て来るのではないであらう
か、従つてこれがあることが農民に非
常に迷惑を及ぼすというような事態は
今のところ明瞭でない。ただ作物共済
の場合と違ひまして、例えば地域的に
申しますならば、この実験法を要求し
ている地帯というものは、中国、四圍の
一部、北海道というふうな地帯はこの
実験法で速かにやつてくれという声が
非常に強い。ところがその地帯の農民
の声を聞いて見ると、その地帯によつ
ては非常に感謝され喜ばれておるとい
うことはこれは事実でありまして、従つ
てこの臨時特例を内容的に検討します
るといふ、今でも若干疑義のある点
はあります。ありますが、併し全体を
通じて水稲その他のような作物共済の
場合と、この家畜共済の場合とはおの
づから少し趣きを異にしてはいないか
か、水稲共済或いは農作物等の共済に
ついては私も河野さんと全く同様の意
見を持つておりますが、その家畜共済
の場合は水稲その他の農作物共済の場

合とは少し情勢を異にしておる点もあ
るようでありまして。これは私が見誤ま
りであれば別であります。が、實際現地
を調査して見ましたり、又参考人の意
見を徴して見ましたら、そうこれが農
民に害のある制度だと断定は付かな
い。むしろどうかというところ消極的
ではあるが、農民からも喜ばれておる
という点において作物共済とは少し出所
を異にしておるのではないか、そうい
うふうな点もあります。

○河野謙三君 私はこの法案のよし悪
しとか、農民が喜ぶとか、喜ばない
とか、そういう法案の本質について何
つてはいるのじやないんです。ただ私
たちはこの間の両院協議会以前、我々
の気持としては、この間も罰則規定を
あやつて衆議院で削つたものを復活さ
せたようなわけで、どこまでも抜本的
な改正は改正と、その間においてやは
り修正すべきものは修正し、改正すべ
きものは改正して行つたらしいじやな
いかと、これが参議院の従来の方針だ
つたんです。ところが両院協議会後
においては、あなたの趣旨に大いに我
々は協同してあの附帯決議も同調して
だ、そうして一部修正であらうが、臨
時特例であらうが、暫定措置であらう
が、とにかく衆議院の方針というもの
は一切手に触れまいという方針であつ
たから、それに協同したのであつて、
我々本来両院協議会に至るまでの参議
院の農林委員会の方針は、罰則規定を
復活させたような気持であつて、これ
も勿論私たちはその意味合において特
にこれが実験法である、暫定措置であ
るということならば、これはこの考え
方については少しも異論はないはずな
んです。ところがこの間の両院協議会

において、あなたのほうの要するに主
張というものに大いに同調してあとい
う決議をした以上、決議の権威にかけ
ても、又それに対して答えた農林大臣
の答弁について、私はその後において
こういう扱いをするのはおかしいと、
これを伺つてゐるのです。いつどうい
う理由でそういう心境の変化がおあり
になつたかというのを伺つてゐるの
です。心境の変化を私は伺つてゐる
、こういうことなんです。

○衆議院議員(足鹿寛君) 心境は別に
変化してないのです。それはなぜかと
いうと、今申し上げましたように、これ
は参議院にしても、抜本的改正のため
に小委員会を我々と同じようにお作り
になつた、又お作りになる腹積をもち
ながら、あの災害補償法の一部改正の
監督規定その他の責任規定の強化につ
いては御同調になつた。併しそれは同
調されたということは、鉅くまでも抜
本的改正について何ら支障になるもの
ではない。心境を異にしておられるも
のではないかと、河野さんも、私もがこ
の臨時特例を臨時特例らしくやること
を当局が確約して、一応私もは通し
たわけでありまして、そのこと自体か
ら我々が抜本的な改正について心境を
変化しただけでもなく、又変化する必
要を認めません。私も今期中には
継続審査の正式決定をいたしまして、
閉会中もおこな調査を進めることを方針
にしております。これは恐らく満場
一致で農林委員会もその方針を御了承
願えるものだとおもうに考えており
ますし、大いに勉強して、皆さんとも
連絡をとつて抜本的改正に進んで行
きたい。その結果この問題についても関

連の上において大きく動いて来ると
いう場合も出て来まして、我々は
何らの躊躇をするものではないませ
ん。

○河野謙三君 そうすると、最後にち
よつと私は念を押しておきますが、今
後におきまして、この種の臨時特例
的なものが出される場合には、これに
は衆議院は、明日にも抜本的な改正を
控えて、その前日においてもこうい
うふうなものである。極端に言へばで
すよ。こういうふうな臨時特例的なも
のなら審議に應ずる、こういうこと
ですね。それからもう一つは、実験法で
ある以上は、極く地域を限つて局部的
に小規模にやる、こういうことですか
、そういうお考えですか。

○衆議院議員(足鹿寛君) これは第何
項だつたか、この附帯決議の第四項で
すが、本法が実験法たる趣旨に鑑み、
二十八年度において実験の対象とする
牛馬頭数はこれを五十万頭以内とする
ことというふうな附帯決議を付けてお
ります。政府の資料によりますと、大
体実施を予定しておつたのは百万頭を
越すのです。それでは実験法ではな
い。もう殆んど大畜畜の大産地等は全
部やつてしまふことになるのであつ
て、それであるならば実験法というよ
うな名前でなしに、家畜共済の一部を
改正する法律案として出せ。臨時特例
であるならば、やはり臨時特例らし
く、本当に実験する趣旨を實際の上に
も現わさなければいけません。これは
ないので、これをパーセントで現わ
そうか、いろいろ検討したのでありま
すが、各派とも五十万頭というふう
に区切つてやる方がいいということ
で、パーセントということになります

と、又そこいろいろ弾力性が出た
り、実験法の趣旨を逸脱したりして、
又問題を起してもまずいから、とにか
く五十万頭ということに、ここにはつ
きりと線を引いたわけでありまして。
これらに關しまして、政令等の案も取
寄せて検討して見たわけでありませ
ん。これは政令の中にも出て来んので
す。省令の事項が若干あるようであ
ります。そういう点で、大体我々の意
のあるところを御了承願えるのではな
いと思ひますし、それから一の二種類
にするということについては、もとの
政府原案は三本建てであつた。A案と
B1、B2と三つあつたわけでありま
すが、これを二本建てにしようという
ことは当局も承知しました。それにつ
いては政令の案を取寄せて見ましたこ
ろが、政令の中を二、三カ所、この点
だけを改めて行けばいいということ
で、大体明らかになりました。大体丁
承したわけでありまして。

○河野謙三君 私が一番最初に念を押
したその趣旨で行けば、今後こうい
うふうな臨時特例的なものが引続き出
た場合には、これはこの間の決議とは
全然相反しないという趣旨によつて、
審議に衆議院が応ぜられるのかどう
か。

○衆議院議員(足鹿寛君) それは将来
のことであつて、どういふものが出て
来るか知りませんが、この今我々が決
定してこちらへ御送付申上げたよう
な、これとはほ同様な場合のものが出
て来た場合には、やはり同様の考え方
で処理せざるを得んと思ひます。併し
全然新たに起きて来る問題について、
これは根本制度の改訂について支障を
来たすというふうな場合には、私も

○衆議院議員(足鹿寛君) それは将来
のことであつて、どういふものが出て
来るか知りませんが、この今我々が決
定してこちらへ御送付申上げたよう
な、これとはほ同様な場合のものが出
て来た場合には、やはり同様の考え方
で処理せざるを得んと思ひます。併し
全然新たに起きて来る問題について、
これは根本制度の改訂について支障を
来たすというふうな場合には、私も

○衆議院議員(足鹿寛君) それは将来
のことであつて、どういふものが出て
来るか知りませんが、この今我々が決
定してこちらへ御送付申上げたよう
な、これとはほ同様な場合のものが出
て来た場合には、やはり同様の考え方
で処理せざるを得んと思ひます。併し
全然新たに起きて来る問題について、
これは根本制度の改訂について支障を
来たすというふうな場合には、私も

○衆議院議員(足鹿寛君) それは将来
のことであつて、どういふものが出て
来るか知りませんが、この今我々が決
定してこちらへ御送付申上げたよう
な、これとはほ同様な場合のものが出
て来た場合には、やはり同様の考え方
で処理せざるを得んと思ひます。併し
全然新たに起きて来る問題について、
これは根本制度の改訂について支障を
来たすというふうな場合には、私も

○衆議院議員(足鹿寛君) それは将来
のことであつて、どういふものが出て
来るか知りませんが、この今我々が決
定してこちらへ御送付申上げたよう
な、これとはほ同様な場合のものが出
て来た場合には、やはり同様の考え方
で処理せざるを得んと思ひます。併し
全然新たに起きて来る問題について、
これは根本制度の改訂について支障を
来たすというふうな場合には、私も

は何らその審議に應ずることはできないと思ひます。併しそれは出て来たものによつてきめなければならぬと思ひます。

○河野謙三君 人柄を信じて、私はその言葉だけでは信ずるわけに行かないけれども、あなたの人柄を信じて私はこれで了承いたします。

○委員長(片柳實吉君) 他に御質疑はありませんか。それでは引續いて政府当局から法案の内容について補足的説明を願ひます。

○政府委員(小倉武一君) この臨時特例法案の骨子でございますが、この臨時特例をいたしまして、いわば実験的にいたします目的を申し上げます。これは現在死亡、廢用、それから疾病、傷害というふうに、家畜共済の中に別別に二本建になつておりますのを合せまして、死傷病傷というところで、死ぬ場合、それから病氣の場合というのを一本建にしよとするために必要な実験的な措置でございます。どういふ事柄をこの実験によつて招致しようといふことでございまして、ほほ三点ぐらいございまして、一つは、一元化によりまして疾病傷害の共済が普及いたしますというところ、それによりまして疾病傷害の危険率が低下するであろうということが期待されるのであります。この低下がどの程度低下するかということにつきましては、若干の事例がございまして、全面的に実施いたしますとするとするならば、データが足りませんので、この死傷と、それから疾病傷害の一元化によりまして危険率の算定をいたしたい、これが一点であります。第二点は、死傷病傷共済、この一元化をした場合の共済の実施の方法で

ございまして、只今足鹿議員からお話がございまして、この法案によりまして実施のいたし方といたしまして二通り考へておりました、一つはA案、もう一つはB案といたしまして、BをB1、B2に分けておりました。A案と申しますのは、共済給付のうち、薬価、消耗品、こういうものを対象とするもの、Bは人件費等も含めたものを対象とするものであります。Bのうち、全体の共済金額は共済給付のうち八割程度でとどめるものと、六割程度でとどめるものと二通り考へておりました。先ほど足鹿議員からもお話がございましたように、この三本建を整理いたしましてBを一本にしたい、このように考へております。このAとBのやり方について、果してどういふふうによつたらよろしいかというところについての問題を検討して参りたいというのが第二点であります。第三点は、先ほど御説明がございましたように、この共済制度によりまして疾病傷害の共済掛金が入りまして、或いは組合の診療所で診療を農家がしてもらうことになるわけでございますが、この場合に、診療所と開業獣医師との協同の問題があるものでございまして、先ほど足鹿議員からもお話がございましたが、衆議院の附帯決議にもその点が出て参つておりますのであります。家畜衛生という点から見ますれば、開業獣医師のかたも、それから組合の施設としての診療所も相協調して診療に十分なことができるようにするべきのが当然でございまして、その間の協調、協力の方

法についての検討を詳細具体的にやつて参りたい、こういうのが今回の臨時特例の大きな狙ひの点であります。

次は、この実験によりまして効果は、以上申しましたような諸点についての基礎資料を得る、将来の検討の材料を供すといふことのほかに、もう少し越えた大きな目的をいたしましては、当初にお話ししました一元化によりまして掛金率の低下、従つて農家の負担の軽減ができるという点が第一であります。それから第二点といたしましては、家畜共済が二本建になつておりますために、共済組合等の事務が若干複雑になつております。この点が一元化されれば簡素化されるということが相当期待できるのではないかとこの二点でございまして、これが臨時特例で以て実験をいたします最終的狙ひの第二点であります。現行のこの実験によりまして予算措置としては、今申上げましたような掛金率の一部低下が予想されるというところを見合はして、一元化を実施するために特別会計のほうで共済掛金に對しての一部國庫助成を考へております。金額は三千六百万円程度であります。これが大体本法案で考へております骨子でございます。それから実験をやる範圍でございまして、これは当初の考へ方といたしましては、先ほど足鹿議員が乙種といたことで御説明ございましたが、昨年

から共済給付について甲種、乙種というものが分けてございまして、乙種につきましては、今回のA種と同じような考へ方で実施をして参つておるのでございまして、この乙種を広くに実施して参つておる地帯、それから又現実

に死亡廢用と疾病傷害を一元化すると

いうことでございまして、疾病傷害が相當普及しておるといふ地帯を選ばなければならぬでございまして、九〇%以上ぐらゐ普及している、こういう地帯がやはり最も実験しやすいところではないかというものが、これが第二の点でございまして、第三といたしまして、全国的に実験をいたして参らなければ困りますので、以上申上げました二地帯以外につきましては、これは全体の組合の極く僅かを選びまして、これに実験をして参る、かようなつもりでおつたのであります。それが先ほど足鹿議員からお話になりました百万頭程度に相成るのであります。実験と申しながら一部実施ということに相成つておりますのは、これは衆議院でもさういふ意味の御説明をしたわけでございますけれども、本間に臨時特例というところで、実験に限つたほうがよくはないかということでございます。そので、衆議院の委員會の結論のよう

に、私もいたしましては、五十万頭というところが、法案が成立した場合の確において考へております限度といふに考へております。

概略でございまして、極く荒筋を申し上げますと以上の通りでございます。なお詳細御説明をすべき点が多々あると思ひますが、これは御質問に應じていたしたら如何かと存じております。

○委員長(片柳實吉君) どうですか、A案とか、B案とか、ちよつといふ少し説明をして頂くと……それではお手許にこの説明資料というやつが配付をされておるそうですから、これによつて保険課長から説明を求めま

す。

○説明員(久宗高君) それではお許しを得まして説明資料の御説明をいたします。お配りしました資料の中に全部番号が、一番から十四番までつてございまして、その一番最初に説明資料というのがございまして、これを御説明しながら問題点に觸れて参りたいと思ひます。只今政府委員から御説明いたしました通り、実験法の概略は只今御説明のありました通りでございます。が、もう少し内容に具体的に觸れまして、特に特別の臨時特例法案を設けました理由と、それから問題になりました点、特に紛争のあります点、この三つに分けて詳細御説明いたしたいと思ひます。

先ず説明資料の第一のところを御覧になつて頂きます。ここに掲げましたのは牛馬の自然減耗と農家経済に及ぼす影響でございまして、概略の数字を申し上げますと、年々牛と馬を合せまして、約五万頭というものが自然減耗いたしておるやうな次第でございまして、そのやうな結果、酪農地帯におきましては勿論のこと、生産地帯におきましても、農家の現金収入の過半が失われておるといふのが現状でございまして、いづれにいたしましても、家畜の共済をこゝで進めて参る必要があるわけでございます。そこで家畜共済の実績から申上げますと、先ず加入頭数でございまして、加入し得る家畜は約三百万頭と見られるのでございまして、二十七年年度の加入頭数は、死亡廢用共済におきましては二百九万頭、疾病傷害共済におきましては九十四万頭になつております。このやうに死亡廢用共済に對しまして、疾病傷害共済が余り伸びておりませんのは、その次に書き

ましたように、第一に、農家から見ますと家畜につきまして二種の掛金を払わなければならぬ、これが非常に面倒であるという面もあり、又あとで申上げますが、疾病傷害のほうにつきましては、現在は掛金が国庫負担がないわけでございます。又これを取扱います組合のほうから申しますと、非常な頭数に及ぶ家畜につきまして、一々全部一頭ごとに別に引受をいたさなければならぬ。支払も全部書類が通らなければならぬ。これが実務上こなせないという問題が現実の問題としてございまして、そのために死亡廃用共済に対しまして疾病傷害共済がここに掲げましたような形で伸びていないのでございまして。この点を基本的には何とかしなければいかんという問題があるわけでございます。

それから次に第三のところでございますが、どのくらい診療率があり、診療費はどのくらいかかっているかという問題でございますが、牛と馬について見ました場合に、三頁のところでございますが、牛につけてまして三〇%、馬は七〇%以上が年に一度は診療を受けておることを示しておるわけでございます。つまり疾病の場合、診療にかかるといふのが非常に多いというわけでございます。一回にどのくらいかかっているかと申しますと、現在の共済では共済金は診療費の九〇%をカバーしておりますが、牛について申上げますと、大体年間八百円程度、馬は一千円程度かかっているということが言えると思ひます。そこで以上のような事実に基づきまして考えました場合に、家畜共済におきましては、この従来から死亡廃用共済と疾病傷害共済とを何と

か一本にして行きたいということが当初から考えられておたわけでございますが、これは申すまでもなく、農家が非常に気やすく共済にかけられるようにしたいということでございます。勿論負担の問題も考え、更に手間の問題も考えて、そういうことを実は考えておたわけでございます。こういうような点が農家の立場から見ました場合に、この二つの今分れておりますものが一本でなされるのが非常に便宜がある、農家の面から見ても便宜があるということが一つと、さつき触れましたように、共済団体の側から申しますと、一頭ごとに全部二つの共済の手続をしなければならぬというのが一本で扱えるということになると非常に事務も簡素化したし、その全力を以て更に必要な事故防止でございますとか、家畜の飼養管理のほうに力を注いで参れるようなことが望ましいというところが考えられるわけでありまして、又国の畜産政策の側から見ました場合に、前述のような約十五万頭に近い自然減耗というものを、或いは早期発見、或いは早期診療というようにこの徹底によりまして防止し得る、これも又大きな狙いになるのではないかと、このように考えられるわけでありまして、ところが第五に掲げましたように、なぜそのようなことが従来実施できなかったかと申しますと、二つの理由がございまして、一つはこの家畜共済が、疾病傷害を別に進めました昭和二十二年当時におきましては、町村の約三〇%に当るものが無獣医村であったわけでございます。従いまして疾病傷害というものを進めようとしたとしても、その診療に当るべきものが

ないという事情にございましたので、すぐそれに取らるるわけにいかんというところが第一点。それから第二点には、家畜の疾病傷害を扱いました場合に、一体どの程度の被害率になるのかという、よるべき資料がなかったわけでありまして、この二点によりまして、狙いは一元化したほうがよろうということなんでもございましたが、事実上できなかったわけでございます。ところが現状におきましては、この(イ)の事情、即ち無獣医村の問題は、その後非常に事情が変りまして、当時その無獣医村を対象にいたしまして、例の共済団体の診療所というものが設置されましたところ、非常に希望があつて、それよりも更に進むような状態になつたわけでございます。又同時にその間海外に出ておられた獣医師のかたがたが帰つて来られました、そういう点からも埋つて来るということで、現状におきましては一般的に申しますと施設のほう、つまり医者のほうの関係は大抵この共済を一通にやりますと支障がない、むしろあとで申上げますように、地方的に競争するような事情さえ只今出て来ようような次第であります。こういう点で施設の面から見ても不安がない。又同時に掛金がどのくらいになるかという点を二十二年度やりまして、一応のデータが出て来ておりますので、大体の見当が付くというところまで参つたわけでありまして、それでこれを何とかして当初の狙いのように一本にしてしまひまして、そうして農家のほうも非常に便利になるし、又掛金もそれによつて、あとでこれも申上げますが、負担軽減が行

われる、又事務も簡素化するということの狙いを以ちまして、この段階において一元化を進めるといふことになつたわけでございますが、この間直ちにこれを全面的に実施しますにつきましては、まだ十分に料率の問題についても確定的な見通しがないということ、もう一つは開業獣医師のほうと診療所の間に若干の紛争がございまして、これは地域的にはいろいろ度合が違ひますが、そういう問題を解決するのには、なお検討を要すべき問題が多々ございまして、それを実験の過程におきまして調整して参りたいということ、約二年間の予定で以て実験をして行こうということに考えたわけでございます。それでこの第六のところは実験の目的と方法が書いてございまして、先ほど政府委員から御説明いたしましたように、第一の狙いは、死亡廃用共済と疾病傷害共済というのを一本にした場合に、今後は一つの料率が出て来るわけでございます。それが両方共一本になりました場合に一体どういふような掛金になつて来るだろうか。この点はやつて見なければわかりませんので、どうしてもこれは一つの実験が必要になつて参るわけでございます。即ちここに法律を以ていたしましたのは、現行制度と異なる方法を以て権利義務が生じて参りますので、それを別の特別法によりまして或る方式を実地に當つて見る。その結果出て来たデータによりまして、従来二つに分れておりました死亡廃用共済と疾病傷害共済を一本にした場合どういふような料率になるかということを検討して見たい、こういうことでございまして、この点が、基本問題としての

関連も先ほどお話が出ましたが、基本問題において或る方策が付きました場合にはおきまして、そのときからすぐ取りかかれない。やはり或るデータがそこに出ておきませんと、そういう乗り移りもできないと考えられますので、一応現在の制度よりも合理的であるということについて、データをまとめておきたいというのが実験の第一の目的でございます。その結果、今確定的には申上げられませんが、少くともいきなり死亡廃用共済という問題の前に、疾病傷害共済、つまり、病気をしたり、傷を受けたたりいたしました場合に、或る手当が付いて、その結果或る者は治る、そういう結果死亡廃用共済のほうの率が恐らく下るであろう。その結果もつと安い掛金で一本でやることができるのではないかと、見通しを、或る程度でございまして、持っておるわけでございますが、それを数字的な確定的なものにしたいといふのが実験の狙いでございます。従つて実験の規模もそういう形で、やかましく申しますと、こういうデータで料率を変えても大丈夫という程度の実験の調査は比較的必要になつて来るといふふうに考えておるわけでございます。それから第二の狙いといひましたのは、先ほど局長から申上げましたように、従前と若干事情が變つて参りました結果、開業獣医師のかたと共済の診療所の関係が地方的には非常に問題を起して参りますのでこれを実験の過程でどう調整して参るかという問題でございます。

そこで具体的に方法の御説明に入りますが、只今配りました資料の中で資料のうとを先ず御説明いたします。

す。これの中で殆んど問題点が尽き
ると思ひます。それから資料の7、8、
9はこれは要綱、法律案、政令、省令
案でございます。それから10は現行制
度との相違点、それから11は農家が負
担すべき損金の例、即ちこの実験によ
りまして、農家負担がどのくらい減る
かという問題でございます。それから
12番は、この予算の裏打ちの問題、そ
れから13番は衆議院におきます審議の
過程において（ちよつと待つて下さ
い。この資料のどこにあるかわからな
い。）と呼ぶ者あり）このあとにお附け
しまして資料に全部番号が打つてござ
いますので……。それから14番が最後
に、先ほど足座委員のほうから御説明
がありました附帯決議の内容でございます。

先ず一番問題になります実験の内容
でございますが、資料の5を見て頂き
たいと思ひます。資料の5といたしま
して、こういうようなものをお配りし
てございます。これは現行制度と実験
案とはどう違うかというものを図示し
たものでございまして、現行制度にお
きましては、家畜共済制度は三つのこ
とをやつております。即ち（一）は死
んだり雇用になつた場合の共済、これは
義務加入制をとつております。つまり
總會で決議いたしました場合に皆入る
という制度でございます。それから疾
病傷害共済、病氣になつたり負傷した
りした場合の共済、これは任意加入で
ございまして義務加入制はとつており
ません。それから生産共済といひし
ましては、これは胎児から幼畜までの
間をこれで繋いでおるわけでございま
す。即ち胎児から死んでしまふまで全
部この生産共済においては保障してや

つておるわけであります。それについ
ての実験の方法でございますが、現在
の死亡雇用共済におきましては、先ほ
どもお話ししましたように、この死亡
雇用共済と疾病傷害共済とは全然別
にやつておるわけでございまして、それ
を實驗案におきましては一本にしてしま
う。一本の死傷病傷害共済という形
にいたしました。実験をして参りたい
というのを考へておるわけでございま
す。そこで超つた運いの上上げま
す。現在の死亡雇用共済の關係、疾病
傷害共済の關係を死傷病傷害共済に
いたしました点、この点は同様でござい
ます。従来と変りはないと思ひます。現在
やつております死亡雇用共済の共済金
額の最高は評價額の八〇%ということ
をいたしております。そして掛金の
国庫負担がございまして、これは或る
最低の線をきめて、その二分の一
までは国が持つてやろうという形にな
つて参つております。つまり死亡雇用
共済につきましては、或る最低の共済
掛金に対する……、共済金額に対する
掛金の半分は国が持つてゐるわけで
ございまして、併しながら疾病傷害共済に
つきましては、これは義務加入制をと
つておりませんし、掛金についての国
庫負担は全然ないわけでございまして
、そういたしました、同時にここに共済
金額が甲、乙と分れておりますが、こ
れはあとで又詳しく申し上げますが、現
在のところは、例えば乳牛について申
しました場合は、年間二千円というの
が枠でございます。何回か診療を受
けておきまして、その金額が二千
円をオーバーするところになります
と、そこで共済は打ち切られてしま
うわけでございまして、つまり年間の總

枠があるわけでございまして、この点
が農家のかたから見ますと、どうも工
合が悪いというお話が出てゐるわけで
ございまして、それで国庫負担がない
ことが現状でございます。これに對し
て實驗案におきましては、現在我々が
持つておりますデーターによりまして
も、疾病傷害のいろいろ進みま
す、自然死亡雇用のほうに影響があ
る。つまり死んだら雇用になつたりす
る率が減るわけでございまして、そうい
う意味から、若しこれが並行して行わ
れるならば、相当死亡雇用のほうの位
險率が減るだろう。これは現在程度の
データーでも或る程度それが言えます
ので、現在とつております死亡雇用共
済の掛金が支払に充てられます場合
に若干余剰が出るだろう。その部分を
補助として返しまして、疾病傷害共済
の部分についても掛金の補助というこ
とをいたして参りたいということを実
驗と同時に考へておるわけでございま
す。即ち兩者が一本で進めば死亡雇用
の率が減るだろう。その率で以て實驗
の場合に補助して行きたい。疾病傷害
の場合に国庫負担ということを持出し
ます場合に、人間の健康保険との關係
が生まれて、そういうことになりまし
と、いろいろ考へるさいことがありま
すので、同じ特別會計の中で處理がで
きるもので、そういう國の補助を考へて
も死傷雇用の場合と同じように、或る
最低の二分の一程度は補助して行きた
いということ考へておきまして、金
額にいたしました約三千六百万円の
予算を組んでおるわけでございまして
、又同時に一本やぶる際に違ひます問題
は、先ほど現行制度のところ乳牛の

例で申しましたが、二千円で頭打ちだ
と申しましたが、今度はそういう年間
幾らという枠を設けないで行こう。即
ち一事故の枠は設けるといたしまして
も、何回かかつてもいいということに
いたしました。そういういたしますこと
によりまして、農家のほうとすれば一回の
事故にかつても枠はございまして、年
間何回かかつても共済が打ち切られるこ
とがない。こういう方法をとりまして、
いわばそういう意味の無制限給付をや
つて見たいということ考へておるお
けでございます。又国庫負担につきま
しては、先にお話ししましたように、死亡
雇用のほうで余るものを予想いたしま
して、それで国庫の補助をして行きた
い、掛金の補助をして行きたいという
ことを考へております。こういうよう
な仕組でやるわけでございまして、特
にこの案につきまして、いろいろ開業
獣医師の人と問題となりまして、特
に難点の出した点につきましては申し
ますと、その次を一枚めくつて頂き
たいと思ひます。そこが実は問題にな
つておるところでございます。これは具
体的に農耕牛の例を取つたわけでござ
いまして、左のほうは死亡雇用に関す
る部分、右のほうは疾病傷害に關す
る部分、こう分れます。これは今後は一
本になるわけでございしますが、便宜内
容がわかつて頂きます意味で二つに分
けたわけでございまして、死亡雇用の点
から申し上げますと、農耕牛で共済金額が
二万円の例を申し上げますと、国庫負担
は農耕牛につきましては一万六千円ま
でですが、半分までは国が見てやろう
と、一万六千円の半分までは国が見てや
らうという考へ方をとつております。先
ほど申し上げました最低の部分というわ

けでございます。そういう計算から申
しますと、農耕牛の場合、死亡雇用の
行き方は国庫負担が百四十六円ござ
いまして、農家負担が二百十八円、掛
金にいたしました。そういう形になりま
す。で、この方が仮に四万円の金額で
入るといたしまして、国庫負担の分
は同じでございます。つまり一万六
千円に對する部分だけ、その半分につ
いて国庫負担があるという行き方をと
つておるわけでございまして、こうい
う形について最低の部分について死亡雇
用の国庫負担があるわけでございま
す。これに對して現行制度におきま
しては、疾病傷害については全然国庫負
担がない。それで今度のやり方につ
きましては、その疾病部分と書きまし
たように、右の下のほうの部でござい
ますが、二つの種類のものを設けて見
よう、さつきA案とか、B案とかい
う話が出たわけでございまして、左のほう
の図がA案でございまして、つまり診
療費のうち、薬価、消耗品費のみを對
象とするもの、それから右のほうは診
療費の八〇%を対象とするもの、こう
二つに分けて、この二つの行き方を疾
病傷害部分についてはどうしようとい
うに考へてゐるわけでございまして
、そこでこの圖の御説明に入ります前
に、お手許に配つております。六番の
圖を見て頂きたいと思ひます。なぜこ
のように二つに分けたかと思ひます
。六と番号を打つた「国民健康保険
と家畜共済の診療給付方法の比較」と
いうものを御覧願ひたいと思ひます。
実は開業獣医師のほうから、よく国民
健康保険と全く同様なやり方やつて
くれというお話が出るのであります

いつたような方法をとりました場合に、その経常費の大部分を切離すという必要が出て来るというところに問題の焦点があるわけでございます。

そこで元に戻りまして、5の先ほどの図に戻りますが、そういうような考えから、ここにA図とB図を設けたわけでございます。A図と申しますのは、疾病部分のところにございしますように、診療費のうち薬価、消耗品費のみを対象とするもの、それからこれは主として診療所地帯においては、こういう行き方のほうが適合するだろう、それから又B図と申しますのは、診療費のうち薬価、消耗品費というふうに限定いたしませんで、現在の診療費の八〇％を対象とする行き方をとる。これは主として診療所地帯でないところに適合する方法だろうと考えるのであります。大体今までのデーターから見ました場合に、全体の診療費のうちの四〇％程度が診療費のうち薬価、消耗品費に相当する部分と考えられますので、その四〇％程度のところに限定いたしましたものと、それから只今言いましたように限定しないものと二つを作りまして、その両者を組合員によって自由に選ばせようというのが今度の一元化の行き方でございます。と申しますのは、この5の最初の頁のところに、現行制度としまして疾病傷害共済につきましては、甲として乳牛については二千円、乙種としまして八百円というのが載っております。共済金額のところですが、これは昨年末試験的にやつて見たわけでございますが、ちよつとこれで計算いたしますとわかりますように、甲を百としまして乙の行き方というのは二四が八、つまり八百円、四〇％

のところ、つまり薬価、消耗品だけを対象とする共済というものをやつて見たわけでございます。併しながら、これは主として組合の決議によりまして、その組合員が甲か乙かを決議によつてとるといつたような方法をとりましたけれども、結果においては組合員個人の獣医師の選択の自由を奪うような形になる、こういうふうな経緯がございまして、こういう点は非常に困るといふような御意見が、開業獣医師のほうから強くあつたわけでございます。これは誠にその通りでございます。組合員から見ましても組合の施設より非常には、無理に金を出している結果、診療所でなければ損であるといふことで診療所にかかつてしまふといふような形になつてしまふといふこともございと思ひますので、こういう点を甲乙という形で処理いたしませんで、二つの制度をAとBといふものを設けておりまして、これを組合で行うといふ場合におきまして、個々の組合員が、私は都合がいいからAをとるか、開業獣医師のほうにかかつたほうが都合がいいからBをとるといふような個々の選択の自由を認めて参りたい、こういう考えからAとBを作つたわけでございます。この組合員の個々の選択に任せるといふことを考へてゐるわけでございます。その結果、従来の診療所の行き方では当初はよくても、非常に特権的な形になつてしまつて、十分組合員にサービスしてゐないといふやうなところでは、あまり組合員がA種を選ばないといふやうな事情も起り得るわけでありまして、そういうふうなことにによりまして組合の診療所としてのの

あり方も検討しなければならぬといふやうな問題が出て参るわけでありまして。又同時に個々の組合員で非常に遠いといふやうなところが、組合の決議に縛られることなしに開業獣医師のほうを選ぶといふ途も開こう、こう考へてゐるわけでございます。そういうためにA種、B種といふものを考へたわけでございます。極く概括的に申しまし、診療所が普通に営まれてゐるところにおきましては、恐らくAのやうな形をとらうし、診療所のないやうなところではB種をとると考へますが、仮に診療所があるところにおきましても、なお且つ個々の個人としてはBをとるといふかたも出て参る、それでいゝのではないかと申す。その場合組合といふことは、先ほど申しました全体の考へておりました診療所のうち四〇%の分、即ち薬価、消耗品の部分だけが保険にかかりますから、これは事故が起りますれば、当然そのときに使つたものでございまして、上から保険で下つて来る。それで組合の診療所の経費に当てたやうなものは保険として別に、現実の診療が起りました場合は、農家はそれの負担は要らないで、年度当初に賦課金を納めておきます。そのときには全くそのときの負担はなしに診療の給付を受けられるといふ行き方をとりたいて考へてゐるわけでございます。これが全部の組合員から賦課金を一律にとりまして、そうしてやる方法はどうかといふたやうな御意見も出たわけでございますが、そういうふうなことにいたしますと、これは非常に小さな保険のプールになつてしまひ

まして、到底そういうことはできない。従つて再保険といふものはやはりその関連において考へた場合に、今申しましたやうに、診療所としましては一応個々の組合員がどれだけ希望するかという推定によりまして、この負担金をつつて実際の運営に當てて行くといふ方法をとりたいて考へてゐるわけでありまして。ただ当初政府でも出した案に特別賦課金といふことが書いてございまして、何か共済団体の診療所の非常な特権であるやうに誤解を受けましたので、その点は衆議院でも問題になりました。その名前は外したわけでございますが、ただ我が方がその特別賦課金といふのを入れましたのは、こういう形で従来掛金の中に入つておつた経常的な部分を外しました場合に、診療所が十分なサービスもしないので、ただ賦課金とされるやうなやうなことになる。余計な金をとるといふやうなことで、余計な掛金の中からも経常費と見られる部分に限定してしまふ、むしろ頭を抑える意味で特別賦課金といふふうに申しまして、その経理も別にいたしたいと考へたわけでございますが、非常に誤解もありましたので、衆議院の附帯決議でもございまして、前に、名前を変へまして、併しながら質上その金額の頭を抑えるといふことは、やはり省令で規定するといふやうなお話も出ておりますので、そういう取扱ひにいたしたいと考へてゐるわけでございます。

大体以上申しましたところがこの法案の特に争ひになりましたポイントでございます。憲法の自由といふものを奪わないで、而も二つの行き方、特に再保険といふやうな裏打を以て農家に對する十分な給付をやつて行くといふ場合に、一応形としてはこういふ二つの行き方を併用せざるを得ないかと考へてゐるわけでございますが、ただその残ります問題は、実施の過程におきまして、いろいろ問題も起つては行かないといふやうな点が問題だらうと思ひます。特に従来はこういうやうな制度ができておりましたので、開業獣医師と共済との間にいろいろ地方的に摩擦が起りました場合に、それをオフィシャルに解決する機構がなかつた、今度の法案におきましては、中央には今度中央審議会がございまして、又地方にも審議会がございまして、その中に開業獣医師の代表のかたもお入り願ひまして、特にこの法律の運用についての重要な事項については、具体的にそこで話し合ひを付けたら進めて参りたい、こう考へております。そうしない、個々の地域におきましては、全国どこでも紛争があるといふことではなくて、非常に地方的に問題が起りますので、一律には処理ができませんので、そういうやうな紛争が起りました場合は、正式に審議会においてその内容を検討できるやうな行政的な態勢をとりたいて、そういうことによつて従来摩擦を生じておりました開業獣医師との調整をとつて参りたいと考へてゐるわけでございます。

大体以上が案の内容でございます。具体的にどのくらいの掛金の国庫負担があるのかといふことは資料の十一を御覧頂くとわかります。乳牛の例その他の牛の例でここに書いてございしますが、国庫の補助といたしましては、乳牛の五万円の例で申しますと、補助が四十円程度といふことになります。それからその他の牛の例、これは二万円の例で申しますと約二十七円、それから馬の例で申しますと約百九円といふことになります。こういうものを総計いたしまして、現在の予算に組んでおきますのは約三千六百万円程度のものが、こういう補助といふ形で出るということになります。それからその予算の内容は十二の資料の中に附けてございしますが、更にもう一つ追加しておきたいのは、五十万頭といふ数字が衆議院の附帯決議で附いておりますが、当初私どももいたしましては、百万頭といふものを考へておつたわけでございます。その考へ方は、実験の結果、量について或る決定的な数字を言えるやうにといふことが一つと、もう一つは、現に甲種、乙種といふやうな行き方で紛争を起してありますところもございしますので、そういうところを主体にいたしまして、その調整を行つて参りたいといふ二つの意図があつたわけでございます。併しながら衆議院におかれまして、それら必要だろが、やはり実験の趣旨という点を特に嚴重に考へるべきであるといふ趣旨から五十万頭といふ数字が出たわけでございます。これは現在のところ家畜の共済の利率が大体郡単位にきまつて来るわけでありまして、郡単位にきまつますから、又診療所の活動範囲もそれに近い形になりますので、郡単位に数字が出て参りませんと、それで以て全体を押すことが非常にできにくい、そういう考へ方から、最小限度今後の利率をきめましますのに、統計的に要請される最小限度の数字をきめて

併しあと二つばかり附加える、事務当局の書いた原稿をそのまま読んだ、それつくりじやないか、そんな施政方針であるものか。このことについては、如何に与党の諸君でもこのことについては言えないと思う。

○委員長(片柳眞吉君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始めて下さい。

では暫らく休憩をいたします。

午後四時四十五分休憩

午後四時五十五分開会

○委員長(片柳眞吉君) 休憩前に引続き委員会を開きます。ちよつと速記をめて。

〔速記中止〕

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始めて。本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十八分散会